(愛媛県報平成20年12月26日第2028号外1別記2)

伊予灘における特定区画漁業の免許の内容 たるべき事項等

免 許番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地元地区	制限又 は条件
伊特区第1号	第1種 (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五) (五)	魚割 類式業 殖	1月1日から 12月31日まで	松山市中島大浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市中島大浦竜神防波堤東側付け根から海岸 沿い東へ480メートルの標識 B 松山市中島大浦長崎鼻東端 点 ア Aから松山市小浜ヨウ崎見通し線とBから竜神 防波堤の曲点見通し線との交点 イ Bから竜神防波堤曲点見通し380メートルの点 ウ Aから100度190メートルの点 エ Aから松山市小浜ヨウ崎見通し150メートルの 点	別記 2 の どおり
伊特区第2号	第1種漁	魚類坑養	1月1日から 12月31日まで	松山市宮野地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市宮野西防波堤西側付け根から海岸沿い西 へ300メートルの標識 B 松山市宮野庚申防波堤東側付け根から海岸沿い 東へ300メートルの標識 点 ア Aから松山市興居島琴引鼻見通し線とBから同 市神浦フグリ岩見通し線との交点 イ Bから松山市神浦フグリ岩見通し410メートル の点 ウ Aから70度440メートルの点 エ Aから松山市興居島琴引鼻見通し340メートル の点	別記 2 の とおり
伊特区第3号	第1種 区 業	あ垂・め が式か殖	1月1日から 12月31日まで	松山市怒和島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域松山市上 怒和基点 A 松山市上怒和漁港北防波堤北側突端 B 松山市上怒和漁港南防波堤北側突端 点 ア AからB見通し70メートルの点 イ AからB見通し220メートルの点 ウ Aから266度255メートルの点 エ Aから291度112メートルの点	別記 2 の とおり
伊特区第4号	第1種 区画 業	わかめ養殖業	9月1日から 翌7月31日ま で	松山市怒和島 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 松山市元から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島草崎西端 B 松山市怒和島ホウ崎南端 点 ア Aから松山市下二子島西端見通し200メートル の点 イ Bから松山市津和地苅藻鼻見通し200メートル の点	別記 1 及 び2 のと おり
伊特区第5号	第1種区業	あたま養殖業	1月1日から 12月31日まで	松山市怒和島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市窓和島オカネ碆 点 ア A から松山市元窓和甲1809番地 1 中島三和漁協 元窓和支所見通し100メートルの点 イ A から松山市元窓和甲1809番地 1 中島三和漁協 元窓和支所見通し300メートルの点 ウ A から65度310メートルの点 エ A から85度120メートルの点	別記 2 の とおり
伊特区第6号	第1種 区画漁 業	わかめ養殖業	9月1日から 翌7月31日ま で	松山市怒和島 地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの 線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島コシキ鼻西端 B 松山市怒和島辨天鼻西端	別記1及 び2のと おり
伊特区第7号	第 1 種 区 業 業	わかめ養殖業	9月1日から 翌7月31日ま で	松山市怒和島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎小島島頂 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア Aから剣崎鼻見通し150メートルの点 イ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し330メートルの点 ウ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し130メートルの点 エ Aから144度210メートルの点	別記 1 及 び2 のと おり

免 許番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地元:	地区 制限又は条件
伊特区第8号	第1種 区 業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌7月31日ま で	松山市怒和島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎北端 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア B から松山市白石 (三ツ石) 灯台見通し120メ ートルの点 イ A から101度700メートルの点 ウ A から107度720メートルの点 エ B から松山市白石 (三ツ石) 灯台見通し40メートルの点	市上 別記1及 おり
伊特区第9号	第 1 種 四 業	わかめ養殖業	9月1日から 翌7月31日ま で	松山市怒和島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎北端 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア B から松山市白石 (三ツ石) 灯台見通し330メ ートルの点 イ A から80度750メートルの点 ウ A から96度710メートルの点 エ B から松山市白石 (三ツ石) 灯台見通し130メ ートルの点	市上 が21のと おり
伊特区第10号	1種漁	か下殖業	1月1日から 12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イオ、オカ及びカアの 4 直線によって囲まれた区域 並びにイウ、ウエ及びエイの 3 直線に囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎小島島頂 B 松山市怒和島宮浦八幡神社鳥居の中央 点 ア A から剣崎鼻見通し50メートルの点 イ A から剣崎鼻見通し150メートルの点 ウ B から松山市白石 (三ツ石)灯台見通し430メートルの点 エ B から松山市白石 (三ツ石)灯台見通し330メートルの点 オ A から144度210メートルの点 カ A から175度140メートルの点	市元 別記2の とおり
伊特区 第11号	第1種区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	松山市津和地 島地先	A ア及びア B の 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から20 松山 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島コウノト鼻北西端 B 松山市津和地島行先松鼻北端 点 ア B から松山市流児島黒鼻見通し40メートルの点	市津 別記2の とおり
伊特区 第12号	第1種 区 業	魚類小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	松山市流児島 地先	A ア、アイ及びイ B の 3 直線と A B 間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市流児島黒鼻から護岸沿い東へ110メート ルの地点に設置された標識 B 松山市流児島赤岩 点 ア A から190度70メートルの点 イ B から190度70メートルの点	市津 別記2のとおり
伊特区 第13号	第1種 区画 業	あわび 垂 養殖業	1月1日から 12月31日まで	松山市流児島 地先	アイ及びイBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から20 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市流児島ピワ首鼻南端 B 松山市流児島赤岩 点 ア Aから松山市津和地島コウノト鼻見通し10メートルの点 イ Bから190度70メートルの点	市津 別記2の とおり
伊特区 第14号	第 1 種 区画 業	わ か ひ し 養 業	9月1日から 翌7月31日ま で	松山市津和地 島地先	A ア及び B アの 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から20 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島クグリ鼻南端 B 松山市津和地島メットリ鼻(仙波南鼻)南端 点 ア A から松山市怒和島辨天鼻見通し線と B から同 市二神島能崎見通し線との交点	市津 が2 のと おり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
伊特区 第15号	第1種区	あわび式 垂 養殖業	1月1日から 12月31日まで	松山市二神島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市二神漁港の一文字防波堤基部漁港区域の 基準点 点 ア A から293度300メートルの点 イ A から274度277メートルの点 ウ A から275度187メートルの点 エ A から302度220メートルの点	松山市二神	別記 2 の おり
伊特区 第16号	第1種区業	ひじき	9月1日から翌7月31日まで	松山市二神島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市二神漁港の一文字防波堤基部漁港区域の 基準点 点 ア A から293度300メートルの点 イ A から296度699メートルの点 ウ A から292度703メートルの点 エ A から284度308メートルの点	松山市二神	別記1及 び2のと おり
伊特区 第17号	第1種区無業	かき垂養下式業	1月1日から 12月31日まで	西宇和郡伊方 町三机小振地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町三机坂本乙3031番地の 1 の標識 B 西宇和郡伊方町三机シロバエ北東端 点 ア Aから B 見通し120メートルの点から180度120 メートルの点 イ アから180度80メートルの点 ウ イから90度125メートルの点 エ ウから 0 度80メートルの点	西宇和郡 伊方町	別記 2 の とおり
伊特区 第18号	第1種区無	真珠貝式養殖業	1月1日から 12月31日まで	西宇和郡伊方町大江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線に囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町大江ハヤト北防波堤基部の標識 点 ア A から198度275メートルの点 イ A から198度485メートルの点 ウ A から232度525メートルの点 エ A から250 5度370メートルの点	西宇和郡伊方町	別記 2 の とおり
伊特区 第19号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西宇和郡伊方町小島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線に囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町小島乙1575住吉神社の標識 点 ア A から34度170メートルの点 イ A から 8 度285メートルの点 ウ A から320度265メートルの点 エ A から300度135メートルの点	西宇和郡 伊方町	別記 1 及 び 2 のと お り
伊特区第20号	第1種区無	あ 垂 ・ わ で 式 か 酸 業	1月1日から 12月31日まで	西宇和郡伊方 町明神地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端 B 西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤突端北端 点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノロ見通し15 0メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通 し150メートルの点	西宇和郡田伊方町三崎地区	別記 2 の とおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。